

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和5年12月22日付けで行った手帳の交付申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

主治医宛てに問合せをした時点で、請求人若しくは主治医に、現段階では不承認になることと継続して6か月以上経過した診断書を用意して再申請するよう促されなかったことに納得がいかない。

本件処分に係る通知書（に添付された案内文）にある「治療中断があった場合は、再開後」という文言が、添付した資料①（東京都福祉保健局のホームページの精神障害者保健福祉手帳の部分）及び法施行令6条に記載がない。

どのくらいの期間中断した場合は治療を継続したとみなさないという手続上の書面があるなら示していただきたい。その書面があるなら、手続に必要な書類のところに「治療中断があった場合は再開後」と明記していただきたい。

今後、請求人と同じような方には、要件を満たした段階で再申請を行うことを伝えるよう、改善を求めたい。なぜなら、請求人は、病状がやや回復していたところ不承認通知を受け取ったことにより、約2週間、

能力障害の障害等級 1 級の全項目に当てはまる状態になったからである。2022 年 8 月で休職期間満了となる時期に、（請求人の）異変に気付いた管理本部長等からの通報により、警察に生存確認された。管理本部長が救急車を要請し、医療機関への受診を強くすすめられ、後日、通院していた本件病院へ付き添ってもらい通院を再開した経緯がある。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 1 月 2 2 日	諮問
令和 7 年 2 月 2 5 日	審議（第 97 回第 2 部会）
令和 7 年 3 月 1 8 日	審議（第 98 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）

45 条 1 項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条 2 項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨規定している。

法 45 条 2 項で定める精神障害の状態については、同項により政令に委任されているところ、これを受けて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 6 条 1 項は、同条 3 項に規定する障害等級に該当する程度のものとする旨規定し、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級とし、各級の障害の状態を別紙 2 の表のとおり規定している。

(2) 障害等級の判定については、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級

の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）によれば、手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認及び④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われるとされている。そして、このための情報は、初診日から6か月以上経過した時点の診断書から得るものであるとされている（「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知）・I）。

また、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。）によれば、精神疾患（機能障害）の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患（機能障害）の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第1とし、次に原因及び経過を考慮する」とされており（留意事項2・(1)）、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮」し（同・(2)）、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（同・(3)）。

そして、能力障害（活動制限）の状態の判定は、「治療が行われていない状態で判断することは適当ではない」、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（留意事項3・(3)）。

- (3) 法45条1項の規定による認定の申請の際提出する書類として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則23条2項1号が医師の診断書を掲げていることから、上記「総合判定」は、同診断書の記載内容全般に基づき、客観的になされるべきものである。
- (4) 法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、上記(2)の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解される。

2 本件処分についての検討

(1) 精神疾患の存在について

本件診断書の「1 病名」欄及び「3 発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄の記載内容から、請求人は、精神障害として「持続性気分障害」（ICDコードF34.2）を有することが認められる（別紙1・1及び3）。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態について

本件診断書によれば、請求人は、平成16年頃から〇〇診療所に通院していたとされる。本件病院には、令和4年8月29日にこちらの診療科を初診し、抑うつ、不安・焦燥、不眠、意欲低下の症状があり、しばらく通院したが令和5年1月5日を最後に受診しなくなった。4か月ぶりの同年5月18日に同科を受診して薬物療法を再開した後は、通院継続している。薬物療法を再開するまでの間について、請求人は家族とも交流を断ち、ほかの知人に対しても自ら援助希求行動をとらなかったとされている（別紙1・3）。

本件診断書が作成されたのは同年8月17日であり、その直前の継続治療は同年5月18日以降のおよそ3か月と認められる。精神疾患（機能障害）の状態の判定は長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とするとされ（上記1・(2)、留意事項2・(3)）、請求人には通院と服薬が必要と診断されていること（別紙1・6・(2)・エ）、また、本件病院で薬物療法を再開するまでの間の状態からすれば、今後の定期的な通院及び長期間の薬物療法により、精神疾患（機能障害）の状態及び程度が変化することから、請求人は、本件診断書作成時点において長期間の薬物治療下における状態にあったとはいえない。

以上から、本件診断書によって請求人の精神疾患（機能障害）について判定を行うことは適当ではなく、障害等級非該当とするのが相当である。

(3) 能力障害（活動制限）の状態について

能力障害（活動制限）の状態の判定は、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされているところ（上記1・(2)、留意事項3・(3)）、上記(2)のとおり、請求人は、本件診断書の作成日時点において長期間の薬物治療下にあったとはいえないから、請求人の能力障害（活動制限）の判断を行うことは適切でない。

したがって、障害等級は非該当であると判断するのが相当である。

(4) 総合判定

上記(2)及び(3)で検討した結果に基づき総合的に判断すると、請求人の精神障害の程度は、障害等級非該当と判定するのが相当であるとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張し、その取消しを求めている。

しかし、障害等級の認定に係る総合判定は、上記1・(3)のとおり申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づき客観的になされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人が本件診断書の作成日時時点で「長期間の薬物治療下」にあったとは認められないため障害等級非該当と認定するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張によって本件処分を取り消すことはできない。

また、請求人は、治療中断があった場合の診断書の取扱いについて、申請手続上の書面において「治療中断があった場合は再開後」と明記すべきである旨を主張する。

確かに、現行の判定基準等においては、「診断書が初診日から6か月以上経過した時点のものであること」、「長期間の薬物治療下における状態で行うこと」との記載はあるものの、治療中断があった場合の診断書の取扱いについては明記されておらず、上記運用は、申請者にとって、治療中断があったとしても、初診日から6か月以上経過していれば判定要件を満たすとの誤解を生じやすいものであるといわざるを得ない。

もっとも、このことをもって本件処分が違法又は不当となるとまでは認められないが、処分庁は、治療中断があった場合の診断書の取扱いについて、ホームページ等で周知を図るなど、対外的かつ明確に示すことで、申請者に誤解が生じないよう運用を改善すべきである旨を付言する。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 1 及び別紙 2（略）